

改正 平成二〇年 三月二五日条例第二九号 平成二六年一〇月一五日条例第五七号

岐阜県食品安全基本条例をここに公布する。

岐阜県食品安全基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 施策の基本となる事項（第十条—第十八条）

第三章 施策の推進（第十九条—第二十一条）

附則

近年の経済発展に伴い、県民の生活水準は著しく向上し、私たちの日々の食卓は多種多様な食材でにぎわい、豊かな食生活を享受できるようになった。

このような状況の下、我が国の食糧自給率の低下や国際化の進展等に伴う輸入食品の増加、環境汚染物質による食品の汚染や農薬の食品への残留、不適正な食品添加物の使用や食品表示のあり方など、食品の安全性に対する県民の関心が高まっている。

毎日の食生活は、私たちの生命や健康の根源であり、食品の安全性の確保と食品に対する安心感の向上は、県民にとって最も切実な願いの一つである。

このため、生産から消費に至る全ての関係者が、食品が生命と健康の基本であることを認識し、それぞれの立場で食品の安全性の確保に努力するとともに、相互理解を深め、食品に対する安心感の向上を図っていく必要がある。

ここに、全ての県民の参加と協働により、食品の安全性の確保と食品に対する安心感の向上を図り、もって県民が健康で安心できる生活の確保に寄与するため、この条例を制定する。

一部改正〔平成二六年条例五七号〕

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、食品が生命及び健康の基本であるという認識の下に食品等の安全性の確保及び食品に対する安心感の向上（以下「食品の安全性の確保等」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに消費者である県民の役割を明らかにするとともに、食品の安全性の確保等のための施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が健康で安心できる生活の確保に寄与することを目的とする。

一部改正〔平成二〇年条例二九号〕

（定義）

第二条 この条例において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。

2 この条例において「食品等」とは、食品、添加物（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第二項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第四項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第五項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。

3 この条例において「食品関連事業者」とは、食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第八条第一項に規定する食品関連事業者であつて、県内に事業所、事務所、施設又は場所を有するものをいう。

一部改正〔平成二〇年条例二九号・二六年五七号〕

（基本理念）

第三条 食品の安全性の確保等は、このために必要な措置が、食品が生命及び健康の基本であるとい

う共通認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

- 2 食品の安全性の確保等は、県民、食品関連事業者、県等全ての関係者の信頼と相互理解の下に達成されなければならない。
- 3 食品の安全性の確保等は、食品の安全性に関する情報の積極的な開示と県民の意見に対する十分な配慮の下に行われなければならない。

一部改正〔平成二六年条例五七号〕

(県民の役割)

第四条 県民は、食品の安全性についての知識を深めるとともに、食品関連事業者との積極的な交流を通じて、食品の生産等に関する理解の向上に努めるものとする。

- 2 県民は、食品の安全性の確保等に関する施策に対して意見を表明するように努めることにより、自らの健康で安心できる生活の確保に積極的な役割を果たすものとする。

(食品関連事業者の責務)

第五条 食品関連事業者は、食品の安全性の確保等が県民の共通の願いであることを認識し、農林水産物の生産から食品の製造、加工、流通、販売に至る全ての過程において、食品等及び食品の安全性に関与する生産資材が安全かつ適正に取り扱われるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 食品関連事業者は、自らが取り扱う食品等及び自らの事業活動に係る情報の開示、県民との積極的な交流等を通じて、食品に対する県民の安心感の向上に努めなければならない。
- 3 食品関連事業者は、自らが取り扱う食品等の自主的な回収に着手したときは、人の健康への被害の発生又はその拡大を防止するため、直ちに必要な情報を県に提供しなければならない。
- 4 食品関連事業者は、前三項に定めるもののほか、県が実施する食品の安全性の確保等に関する施策に協力しなければならない。

一部改正〔平成二〇年条例二九号・二六年五七号〕

(県の責務)

第六条 県は、第三条に定める基本理念にのっとり、食品の安全性の確保等のための総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 県は、食品関連事業者と連携し、食品等の安全に係る情報を収集し、必要な情報を公表しなければならない。
- 3 県は、前条第三項の規定により情報の提供を受けたときは、速やかに、必要な情報を公表するとともに関係機関の長に提供しなければならない。
- 4 県は、前条第三項の規定による回収の措置が、人の健康への被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないと認められるときは、当該回収を行った食品関連事業者に対し、回収の措置に関する助言その他の必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔平成二〇年条例二九号〕

(市町村との連携)

第七条 県は、食品の安全性の確保等に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町村との密接な連携を図るものとする。

(国等との協力)

第八条 県は、食品の安全性の確保等に関して広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

- 2 県は、食品の安全性の確保等を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(財政上の措置)

第九条 県は、食品の安全性の確保等のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 施策の基本となる事項

(安全な食品等の生産)

第十条 県は、安全で良質な食品等の生産を促進するため、食品等について適切な生産管理が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、安全で良質な食品等の生産に資する農林水産物の生産のための農林水産業の振興に関する施策の充実に努めなければならない。

一部改正〔平成二〇年条例二九号〕

(検査及び監視の体制の整備)

第十一条 県は、食品等の生産から消費に至る全ての過程において、食品の安全性の確保等に関し適切な取扱いが行われていることを検査し、及び監視するよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を円滑に実施するため、検査の受付の一元化等検査及び監視の一元的な体制の整備に努めなければならない。

一部改正〔平成二〇年条例二九号・二六年五七号〕

(適正表示の推進)

第十二条 県は、食品の安全性の確保等に重要な役割を果たしている食品の表示が、適正に実施され、かつ、県民の食品に対する安心感の向上に配慮した効果的な方法で行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(県民と食品関連事業者の信頼確保)

第十三条 県は、県民と食品関連事業者が相互に理解を深め、信頼関係を構築できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(積極的な情報開示及び知識の普及)

第十四条 県は、食品の安全性に関する情報を積極的に開示するとともに、県民の食品の安全性に関する知識を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(県民の意見の反映)

第十五条 県は、県の行う食品の安全性の確保等のための施策の策定に当たっては、その施策に関する情報を県民に提供し、及び県民が意見を述べる機会を設けることにより、その施策の策定の過程における公正性及び透明性を確保するとともに、その施策が県民の意見を適切に反映したものになるよう必要な措置を講ずるものとする。

(危機管理体制の整備)

第十六条 県は、食品等による健康被害を未然に防止し、又はその拡大を防止するための危機管理体制を整備するよう必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成二〇年条例二九号〕

(調査研究の推進等)

第十七条 県は、食品の安全性に関する調査研究を推進し、及びその成果を普及するよう必要な措置を講ずるものとする。

(食品の安全性に関わる人材の確保及び育成)

第十八条 県は、食品の安全性に関して専門的な知識を有する人材を確保し、及び育成するよう必要な措置を講ずるものとする。

第三章 施策の推進

(推進体制の整備)

第十九条 県は、食品の安全性の確保等に関する施策を立案し、及び積極的に推進するための総合的な体制を整備するものとする。

一部改正〔平成二〇年条例二九号〕

(基本計画)

第二十条 知事は、食品の安全性の確保等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県食品安全行動基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食品の安全性の確保等に関する目標

二 食品の安全性の確保等に関する施策の方向

三 前二号に掲げるもののほか、食品の安全性の確保等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び食品関連事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告等)

第二十一条 知事は、議会に対し、毎年度、県が食品の安全性の確保等に関して講じた施策に関する

報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十五日条例第二十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年十月十五日条例第五十七号抄）

1 この条例は、平成二十六年十一月二十五日（以下「施行日」という。）から施行する。